



2022年5月16日

各 位

会 社 名 ネットワンシステムズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 竹下 隆史
(コード番号：7518 東証プライム)
問 合 せ 先 経営企画本部 IR室 村元 裕二
(TEL. 03-6256-0615)

取締役の報酬額の設定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年3月25日付「監査等委員会設置会社への移行及び取締役候補者に関するお知らせ」及び2022年4月28日付「定款一部変更に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、2022年6月22日開催予定の当社第35回定時株主総会（以下「本総会」）において関連する議案が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等の額の設定並びに取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）の導入を決議し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等の額の設定に関する議案並びに本制度に関する議案を本総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、これらの取締役会決議は、諮問委員会の審議を経て行っております。

記

1. 役員報酬制度の見直しについて

当社は、本総会において関連する議案が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。当社は、監査等委員会設置会社への移行を契機として、2023年3月期を初年度として策定した中期経営計画に定める業績目標及び当社の社会的存在意義を確固たるものとするための非財務目標の着実な遂行、並びに過年度に発覚した不正取引事案に対する再発防止策の徹底及び企業文化改革の浸透を通じ、中長期的な企業価値の向上を取締役にこれまで以上に強く動機付けることを目的として、役員報酬制度の見直しを行うことといたしました。

2. 取締役の報酬額の設定について

当社の取締役の報酬額は、2015年6月16日開催の第28回定時株主総会において、年額470百万円以内（うち社外取締役を除く取締役の報酬等の額を年額400百万円以内、社外取締役の報酬等の額を年額70百万円以内。）と決議いただき、現在に至っております。また、取締役賞与につきましては、上記報酬枠とは別枠で、毎年株主総会の決議を経たうえで支給してまいりました。

本総会では、本総会において別途付議を予定しております監査等委員会設置会社への移行に係る定款一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬に係る報酬額については年額280百万円以内（うち、社外取締役分は年額80百万円以内）、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の賞与に係る報酬額については上記基本報酬の報酬枠とは別枠で年額150百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額については年額100百万円以内と設定することにつき、株主の皆様のご承認をお願いする予定であります。

3. 本制度の導入について

(1) 本制度を導入する理由

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めること目的として、本制度を導入するものです。

(2) 本制度の概要

ア 取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬として金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権を現物出資財産として当社に給付することで、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものです。

本総会では、本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額を「2. 取締役の報酬額の設定について」に記載の報酬枠とは別枠で年額 150 百万円以内と設定すること等につき、株主の皆様のご承認をお願いする予定であります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会（当社は、本総会后に開催予定の取締役会において、諮問委員会について「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」に機能を分離し改組することを予定しております。詳細は 2022 年 4 月 28 日付「諮問委員会の改組に関するお知らせ」をご参照）での審議も経たうえて、取締役会において決定いたします。

なお、当社は、2012 年 6 月 14 日開催の第 25 回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額 50 百万円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつきご承認をいただき、当該承認決議に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行しておりましたが、本制度の導入に伴い、その報酬枠を廃止するとともに、今後の発行は行わないこととします。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、年 100,000 株以内（ただし、本総会において本制度導入に係る議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率、割当比率、併合比率等に応じて、当該総数上限を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

イ 譲渡制限付株式割当契約について

当社が対象取締役に対して普通株式を割り当てるにあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。

- ① 対象取締役は、割当てを受けた株式について、あらかじめ定められた一定の期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

なお、対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式については、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が口座管理機関に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、当社は、本総会の終結の時以降、当社の執行役員に対する報酬として、上記と同内容の譲渡制限付株式を当社取締役会決議により発行する予定であります。

以上